

## J R 行田駅前広場周辺再整備基本計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 J R 行田駅前広場周辺の再整備を推進し、J R 行田駅前周辺にふさわしい有効的な土地利用及び交流拠点としての基本的な計画（以下「J R 行田駅前周辺基本計画」という。）を検討するため、J R 行田駅前広場周辺再整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、J R 行田駅前周辺基本計画について検討し、市長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関又は埼玉県職員
- (4) 公募の市民

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、J R 行田駅前広場周辺再整備基本計画を策定するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(関係者の出席、資料の提出)

第7条 委員会が特に必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月15日から施行する。
- 2 この要綱は、J R 行田駅前広場周辺再整備基本計画の策定をもって廃止する。

学識経験を有する者	プロポーザル業者による推薦 ものづくり大学 教授	田尻 要
	元行田市都市計画マスタープラン 策定委員会委員長	酒井 建二
各種団体から推薦された 者	行田商工会議所	小川 雅以
	行田青年会議所	櫛引 浩士
	壺里山町自治会	柳澤 守
関係行政機関の職員	行田県土整備事務所	酒井 敦司
	利根地域振興センター	清水 直人
公募の市民（2人）		伊東 絵里子
		富岡 誠